

我孫子市

避難行動要支援者避難支援計画



「手賀沼のうなきちさん」

©我孫子市2012

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 支援の対象者	3
4 支援体制の基本	4
第2章 避難行動要支援者名簿の作成・管理	7
1 避難行動要支援者名簿の作成	7
2 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有	8
3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	9
4 避難行動要支援者名簿に関する広報	11
第3章 避難行動要支援者への情報伝達	12
1 市からの情報伝達	12
2 地域からの情報伝達	12
第4章 避難に関する支援	13
1 避難の支援	13
2 避難生活の見守り	14
3 避難所・被災住家からの福祉避難所への移動	14
4 食料、生活用品の供給	14
5 相談体制	15
6 在宅サービスの提供	15
第5章 福祉避難所の指定・運営	16
1 福祉避難所の指定	16
2 福祉避難所の運営	17
第6章 個別計画の策定	18
1 個別計画の策定	18
2 個別計画の策定方法	18
3 個別計画の作成スケジュール	19
参考資料	21
1 災害時要援護者の現況	21
2 避難行動要支援者名簿（例）	22
3 福祉避難所及び収容面積一覧	23
4 我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会の経過	26
5 我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会委員	28
6 災害時要援護者の特徴とニーズ	29
7 避難情報の種類	31
8 災害対策基本法 抜粋	32

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割を占め、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍を上回るといわれています。

高齢者や障害者等のうち自力での避難が困難な避難行動要支援者は、自ら必要な情報を入手することや自力による避難行動が困難であり、被害を受けやすい立場にあるため、避難支援対策の充実・強化が求められています。

避難行動要支援者の支援を行うためには、行政による支援体制（公助）と自治会・自主防災組織等を中心とした地域住民相互の支え合いによる支援体制（自助・共助）を確立することが重要です。特に、大規模災害においては、コミュニティを中心とした地域の助け合いが被害を最小限に抑える力となることは、過去の教訓からも明らかです。

このような状況を踏まえ、国は平成 25 年に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように名簿の作成を市町村に義務付けるなどの対策を講じました。

我孫子市においては、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災や平成 16 年の新潟県中越地震などで得た教訓を基に、平成 18 年に「我孫子市災害弱者対策行動計画」を策定し支援体制づくりを進めてきました。

今回、東日本大震災の教訓と国の方針等に基づき、地域住民と地域の組織・団体等による避難支援体制の構築に向けて、平成 18 年に策定した「我孫子市災害弱者対策行動計画」を見直し、新たに「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。

第1章 基本的な考え方

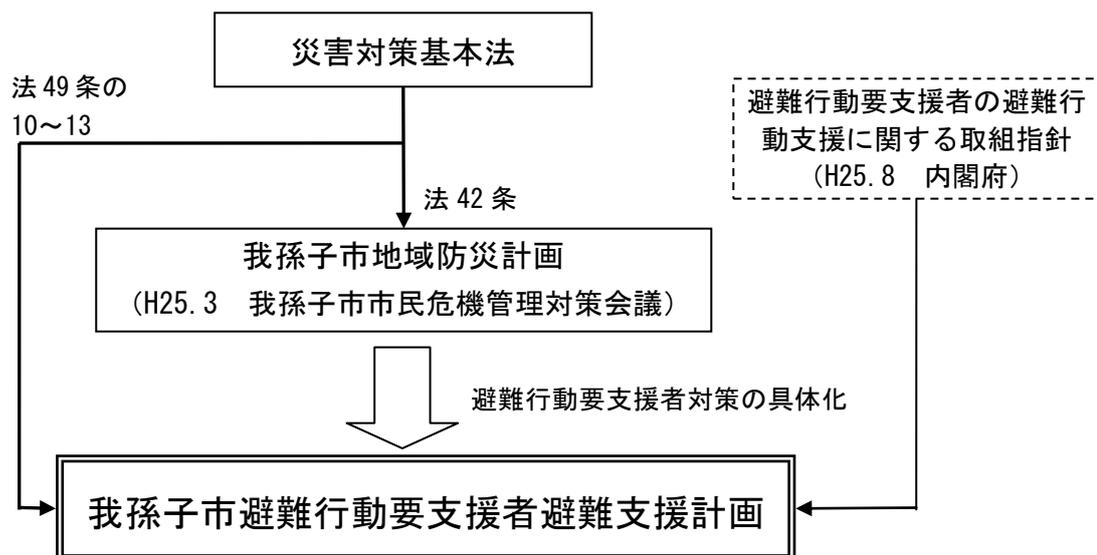
1 計画の目的

災害が発生したとき、身を守るために迅速かつ的確に安全な場所へ避難することが重要となりますが、高齢者や障害者等の避難行動要支援者は、避難に際して他の人の手助けが必要となります。さらに、その後の避難所等における生活においても、平常時と同様に支援を継続する必要があります。

我孫子市避難行動要支援者避難支援計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第49条の10～13に基づき、自助・共助・公助が一体となって避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより避難行動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行うことを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本市における災害対策の全体は、災害対策基本法第42条に基づき、「我孫子市地域防災計画」に定められています。本計画は、そのうちの災害時要援護者の支援対策として、避難行動要支援者名簿の作成や避難時の支援について、具体的な対策を推進するために定められた計画です。



3 支援の対象者

本計画における支援の対象は、災害時要援護者のうち、特に自力での避難に支援が必要となる避難行動要支援者とします。

なお、本計画における災害時要援護者及び避難行動要支援者の定義は、以下のとおりです。

(1) 災害時要援護者の定義

災害時要援護者（以下「要援護者」という。）とは、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を必要とする人々をいいます。一般には、高齢者、障害者、要介護者、乳幼児、妊婦、外国人等があげられます。また、被災後の避難所や在宅での避難生活に配慮や支援が必要な人も含めます。

次のような方を災害時要援護者といえます。

【災害時要援護者とは】

- 移動が困難な方、介護が必要な方
 - ・寝たきりの方
 - ・肢体不自由の方
 - ・車椅子や杖、補そう具を使用している方
- 情報を入手したり、発信したりすることが難しい方
 - ・聴覚障害者や視覚障害者の方
 - ・補聴器を使用している方
- 急な状況変化に対応できない方
 - ・乳幼児など
- 常時、薬や医療装置が必要な方
 - ・人工透析や酸素吸入治療をしている方
- 精神的に不安定なりやすい方
 - ・知的障害者の方
 - ・精神障害者の方
- その他配慮が必要な方
 - ・妊婦の方
 - ・日本語のわからない外国人
 - ・地理に不案内な市外からの旅行者

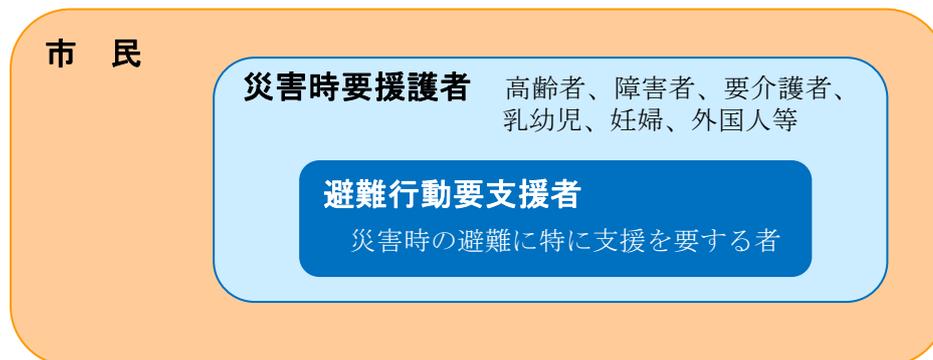
なお、災害対策基本法においては、要援護者に代わって「要配慮者」の用語を使用しています。要配慮者とは、要援護者と同様の意味であり、災害対策基本法第8条では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義しています。

(2) 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）は、災害対策基本法で「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な

者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定められています。

また、名簿情報を提供する避難支援等関係者とは、警察、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会・自治会、マンション管理組合、福祉団体等の避難支援等の実施に携わる関係者の総称をいいます。なお、要支援者の避難支援に実際に携わる者を、避難支援者（以下「支援者」という。）といいます。

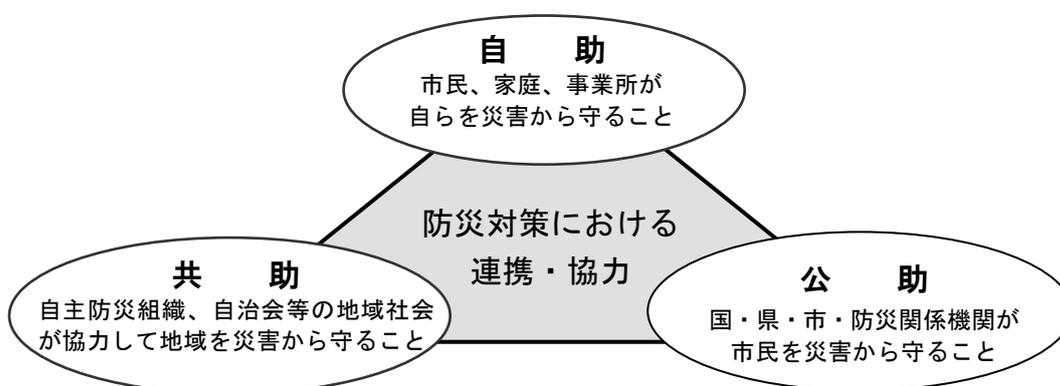


4 支援体制の基本

大規模災害が発生した際には、被害が広範囲に及ぶため、市をはじめとする防災関係機関のみでは、要援護者への十分な支援ができないことが予想されます。

そのため、要援護者自身及び家族による「自助」、地域の自治会・自主防災組織、団体等による「共助」、市をはじめとする防災関係機関による「公助」が、それぞれの役割を分担し、連携した支援体制を構築することが重要です。

我孫子市地域防災計画においても、地域防災の推進を「自助・共助・公助」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行うことを基本として位置づけています。



〈地域防災の推進の基本〉

(1) 自助（本人・家族の役割）

- ① 日頃から、隣近所や身近な人たちとコミュニケーションをとるように努めること。
- ② 自主防災訓練や自主防災活動といった地域活動に参加するなど、自分のことを知ってもらうように努めること。
- ③ 地震で家具が倒れないように固定すること。
- ④ 避難する廊下や出入口に物を置かないこと。
- ⑤ 自分の所在を知らせる笛、普段使っている医療器具、薬、必要な生活用品を事前に準備しておくこと。
- ⑥ 大雨や地震など災害情報を入手するために、必要な機器（ラジオ、個別受信機、携帯電話等）を準備しておくこと。
- ⑦ 自分でできること、できないこと、災害時に必要となる支援内容を支援してくれる人や地域の人に伝えておくこと。

(2) 共助（地域の役割）

- ① 日頃から、自治会・自主防災組織・地区社協・民生委員など、支援する人たちの間で「顔の見える関係」をつくっておくこと。
- ② 市から提供される要支援者の名簿を活用して、所在確認などの情報共有を図ること。
- ③ 地域の自主防災訓練において、避難支援訓練を実施し支援方法等について決めて習熟を図ること。
- ④ 災害時には、安否確認や避難行動支援、声掛けを行なうこと。また、市及び福祉関係団体、地域の支援する人と避難支援の協力をする事。

(3) 公助（市の役割）

- ① 要支援者の情報を整理して、警察、社会福祉協議会、民生委員、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供すること。
- ② 名簿の管理を行い、定期的に更新を図ること。
- ③ 地域の支援者等と協力して個別計画を作成し管理すること。
- ④ 避難支援計画にかかる広報や防災訓練の支援を行うこと。
- ⑤ 福祉避難所を指定し、運営のための準備を行うこと。
- ⑥ 災害時には、避難準備情報や避難勧告などを伝達し、避難を促すこと。
- ⑦ 避難所及び福祉避難所において、福祉関係機関・団体、福祉サービス事業者と協力して生活支援や、介護を継続して行うこと。

＜布佐平和台自治会防災組織の取組紹介＞

「私達が住む街は私達が守る」を目標に会員の絆を深める共助の取組！

布佐平和台自治会は全街区数121街区、世帯数1300世帯の会員で構成されています。運営体制は、22名の理事と155名の班長により運営されています。

防災組織は防災本部と9か所の地区支部があり、各地区には理事、班長、防災委員、防災スタッフがそれぞれ配置されています。

活動の基本は年度初めに防災委員会にて防災事業計画を策定し、理事会で承認決定したら防災委員会が中心になり計画を実行していきます。計画の概要は主として、構成員別の講習会4回、機材の実習及び救命処置を各1回、防災倉庫点検整備と組み立て実習6回、その他防災委員会7回、防災スタッフ長会議2回、全会員参加の総合防災訓練1回を実施しています。

災害時には班長は班員の安否確認と家屋被害状況の報告任務があり、防災スタッフは会員及び要援護者の救命救護活動や避難活動を行い、更に資機材の取り扱いも実施します。

ちなみに班長は半年ごとの輪番制ですが、防災スタッフは登録制であるため災害時の防災活動を効果的に実施する為にも、更に多くの防災スタッフが必要になります。その為には時季に合うイベントを都度実施して、会員との絆を深めながら防災スタッフの募集をしています。

「私達が住む街は私達が守る」を目標に、これからも充実した自主防災活動を展開していきます。

【布佐平和台自治会防災委員会 防災委員 池田 進】

第2章 避難行動要支援者名簿の作成・管理

1 避難行動要支援者名簿の作成

要支援者の安否確認、避難行動の支援、避難所での生活支援を行うためには、支援を必要とする方々の氏名、住所、連絡先等を事前に把握して、地域で支援する人々と情報共有を図る必要があります。

そのため、市は、災害対策基本法をはじめとする各種法令や、個人情報に関わる条例等に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成を行います。

(1) 避難行動要支援者（名簿記載者）の範囲

本市では、生活の基盤が自宅にある方のうち、次の表（8ページ）の要件に該当する市民の方を名簿に記載する対象者とします。ただし、病院、施設などに長期間在留している者は除きます。

なお、避難生活においての支援は、この限りではありません。

(2) 名簿の記載事項

名簿の記載事項は、次の①～⑦に掲げる事項とします。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援などを必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げたものの他、避難支援などの実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 名簿の予備（バックアップ）

名簿は、災害規模などによってはシステム機能が著しく低下することを考え、インターネット経由で接続する外部装置によるクラウド（電子媒体）でのデータ管理を行います。さらに、災害による停電などを考慮しクラウドでの管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととします。

(4) 名簿の適正管理

名簿のデータは、クラウド管理及び紙管理の2通りとします。

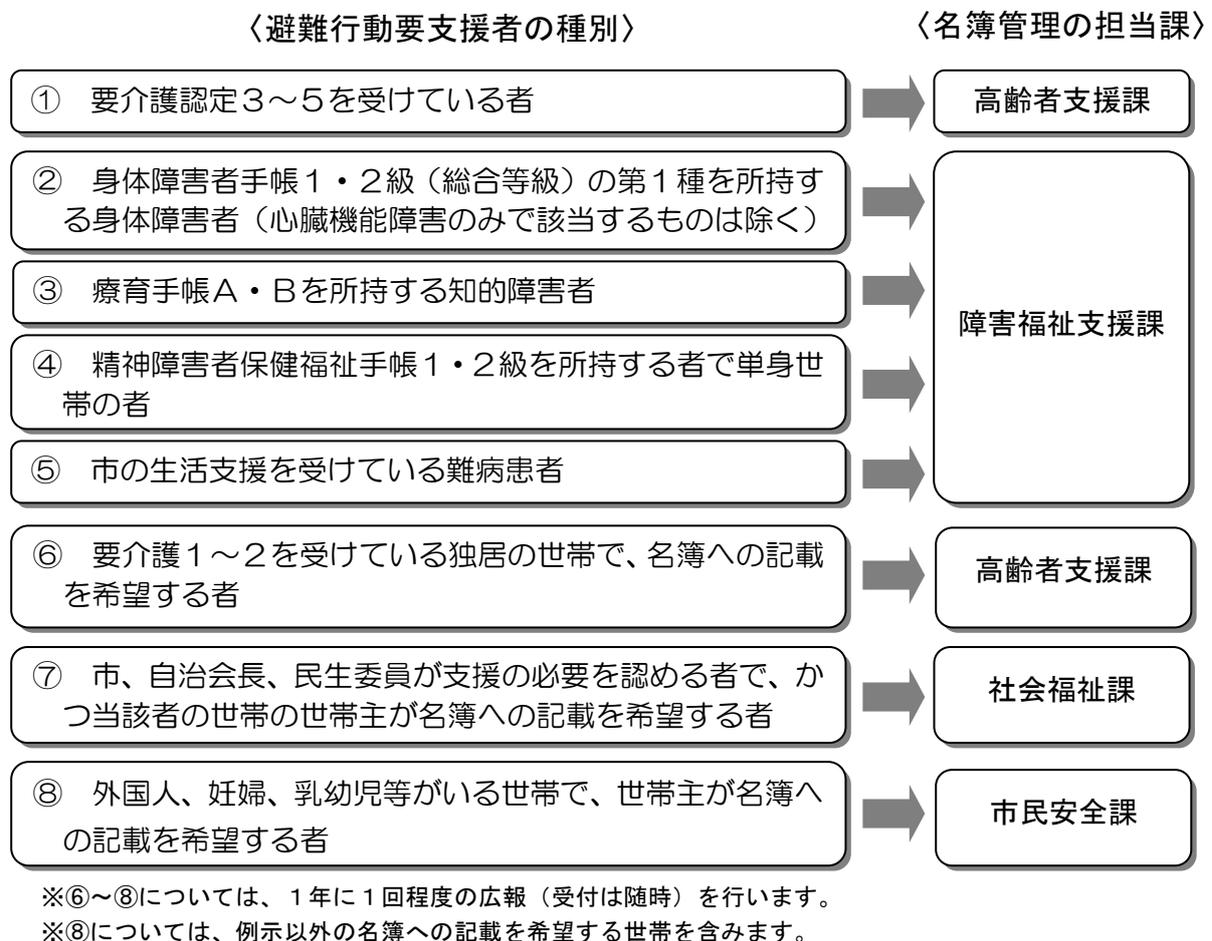
いずれも、担当課で情報の共有や記載、削除がそれぞれ可能となるシステムを導入します。

なお、避難支援等関係者への名簿提供は、紙媒体で行います。

(5) 名簿管理の実務担当

名簿の全体管理、データ管理、名簿の提供等の総括管理は、市民安全課が行います。

要支援者の種別に対応して、名簿に関する相談、調整、記載、削除などの実務は、次の各担当課が行います。



2 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 名簿の更新

名簿全体の更新は、1年に2回（受付などは随時）とします。

(2) 情報の共有

要支援者が転居や死亡、社会福祉施設等への長期入所をした場合は、要支援者名簿から削除し、削除された旨を避難支援等関係者に周知します。

3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 災害発生等における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市は避難行動に必要な範囲において、名簿に記載された本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供します。

これは、要支援者の生命、又は身体を保護することを目的とするもので、災害対策基本法に基づき行われるものです。

(2) 『同意前提方式』による名簿情報の提供

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することにより、災害時に円滑かつ迅速な支援が可能になります。このためには、あらかじめ要支援者の同意を得ることが必要となります。

しかし、事前に対象者全員の同意を得ることは、大変に困難です。

そのため、名簿情報の提供の同意については、条例等を整備し、名簿への記載対象に該当する者は、名簿に記載された時点で同意したとみなす『同意前提方式』を採用します。

(3) 名簿情報の提供拒否

名簿記載者のうち、申請を行なった者は、自己に関する名簿情報を、平常時に避難支援等関係者に対して提供することを拒否できます。

申請手続きの際には、提供拒否の意思表示ができるよう、わかりやすい申請の方法を導入します。

また、本人だけでなく代理での申請についても可能となるようにします。

(4) 名簿情報の提供

災害時に迅速に安否確認等を行うため、次の避難支援等関係者に名簿を提供します。

また、名簿は避難支援に携わる機関や福祉団体等に、適正な管理が確保されることを条件に、事前に提供します。

① 条件を付記せずに提供する機関団体

次の公的な機関・団体等には、条件を付けずに名簿を提供します。

- ・警察
- ・社会福祉協議会
- ・民生委員

② 条件を付記し提供する機関、団体等

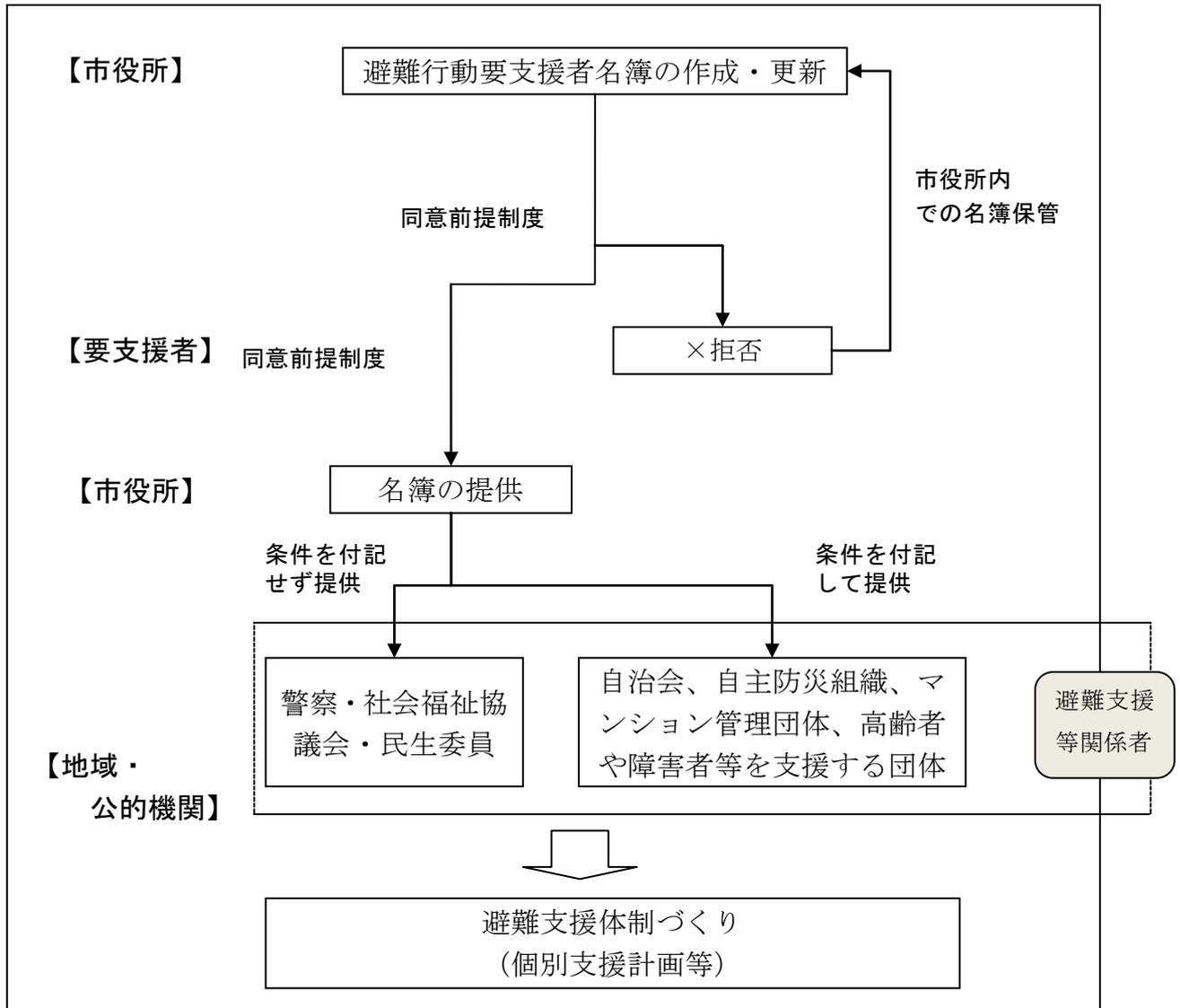
次の機関・団体には、条件を付記して名簿を提供します。

【付記する条件】（2条件を満たすこと）

- ・市と個人情報の取扱いについて協定を締結すること
- ・個人情報の安全な取扱いについての取り決めがされていること

【提供の対象】

- ・自治会
- ・自主防災組織
- ・マンション管理団体
- ・高齢者や障害者等を支援する団体等



〈避難行動要支援者名簿の作成及び情報提供のながれ〉

4 避難行動要支援者名簿に関する広報

(1) 避難行動要支援者名簿記載者及び記載希望者への広報

名簿への記載者や記載を希望する者に対して、名簿に記載されることへの効果や意味を、幅広く、わかりやすく広報していくことが必要になります。

また、「自治会長や民生委員が支援の必要と認める者」については、自治会長や民生委員が名簿の意味についてきちんと理解し、共通の認識のもとで積極的な活動をしていく必要があります。

しかしながら、自治会長が1年交代である団体も多く、また民生委員についても欠員が出ている現状などから、活動体制には相当な温度差が見られます。

そのため、次のとおりの広報体制を整備し、現実に即した形で、「支援が必要な方が網羅された名簿」ができるよう、要支援者や自治会等に対する広報を進めます。

- ① 名簿への記載者や記載を希望する者に、効果や意味をわかりやすく説明するパンフレット等の作成
- ② 自治会長や民生委員が名簿について共通の認識ができるパンフレット等の作成
- ③ 自治会長等が名簿について理解し、また名簿の提供についても適正な管理ができる体制を確保するための説明会の開催

(2) 関係機関に対する広報

避難支援等関係者に名簿を提供した場合、名簿の提供を受けた避難支援等関係者がこの名簿を適正に管理することが必要になります。

特に、自治会に関しては、役員の交代が年度ごとに行われることが多いことなどから、名簿の適正管理について、体制を確保するための広報を進めます。

- ① 自治会長等が名簿について理解し、適正な管理ができるための、わかりやすいパンフレット等の作成
- ② 自治会長等が名簿について理解し、また名簿の提供についても適正な管理ができる体制を確保するための説明会の開催

第3章 避難行動要支援者への情報伝達

1 市からの情報伝達

災害時に要支援者の避難を迅速に行うためには、市から警報や避難準備・勧告・指示を的確に伝達する必要があります。

そこで、次の情報伝達手段を使って伝達することを基本とします。

(1) 情報伝達手段の整備

- ① 津波などによる避難等の切迫した緊急情報をお知らせする可能性が少ないため、正確な情報をわかりやすく伝えていくことを目的に、FAXやメールの一斉送信、ポスティング等の文字情報を優先的に活用します。
- ② 視覚障害者については、文字情報での伝達が困難なことから、個別受信端末の導入を促進します。

(2) 個別受信機設置への支援

市は、防災行政無線個別受信端末の購入に対して、名簿記載者（世帯）を対象に、設置工事費の助成（1世帯5,000円見当）を行います。

ただし、助成対象者の範囲を個別受信端末の設置により効果的な避難行動に結びつく者を対象とします。

2 地域からの情報伝達

市からの情報を見たり、聞いたりしただけでは、すぐに避難行動に結びつかないことが想定されます。そのため、隣近所の方々による呼び掛けが、避難行動を促すためには、重要となります。

そこで、支援団体や自治会などの避難支援等関係者を経由した情報伝達手段（いわゆる「地域住民の声掛け」）ができるよう体制を確立します。

ただし、複数からの情報伝達があることは、望ましいことですが、かえって情報内容が輻輳して混乱しないよう注意をすることも重要となります。

第4章 避難に関する支援

1 避難の支援

災害時には、名簿や個別計画等に基づいて、次のとおり避難支援の行動を実施します。

(1) 支援者自身の安全確保

支援者は、まず第一に自分や家族の身の安全を確保します。

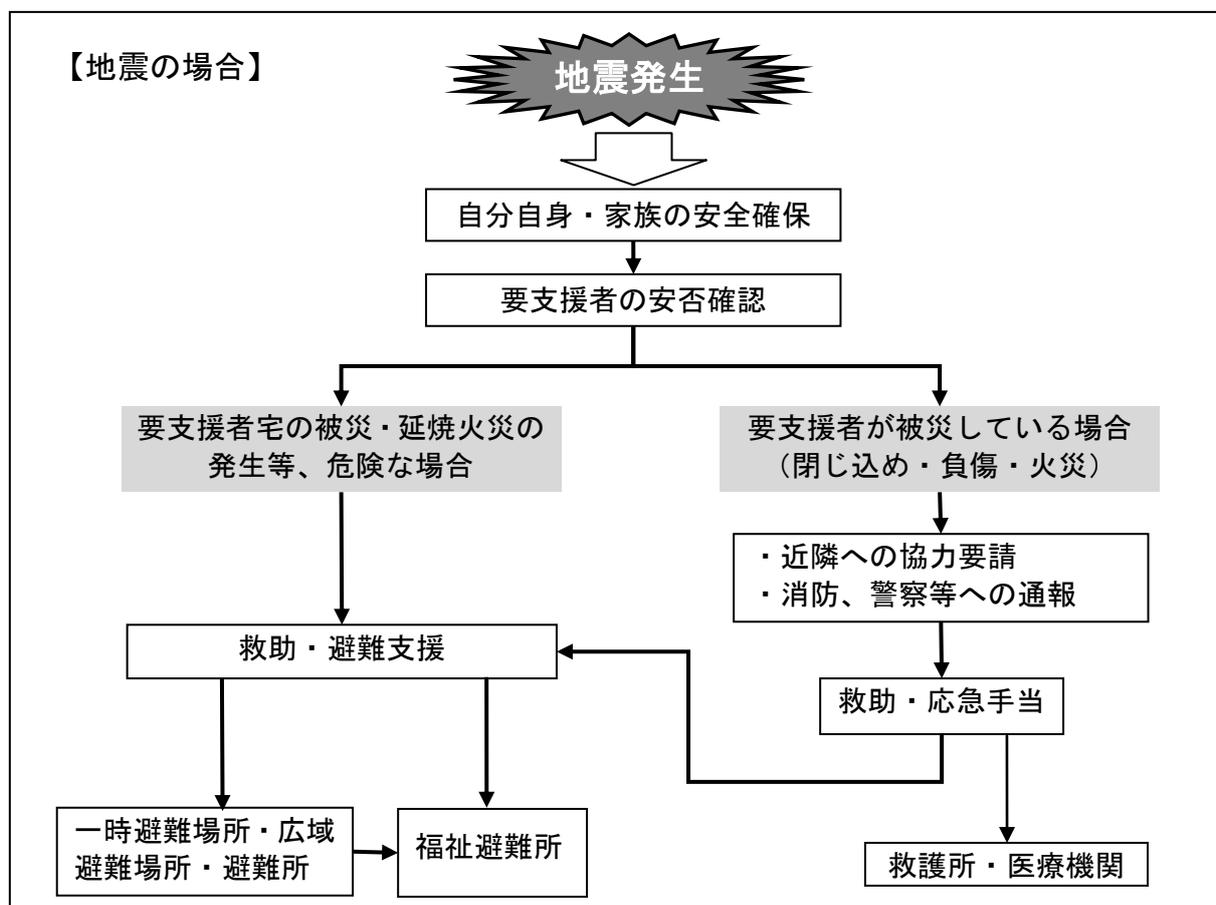
(2) 安否確認等

支援者は、要支援者への声掛け、安否確認を行います。

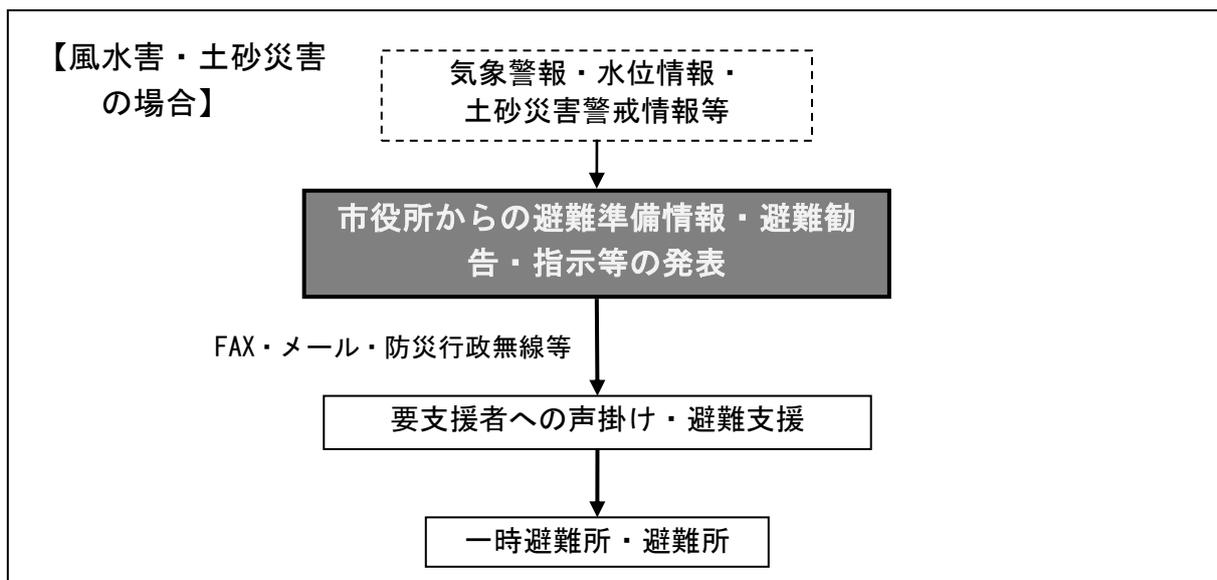
要支援者の住居が倒壊していたり、要支援者が負傷していたりする場合は、隣近所と協力して救助、応急手当、救護所（病院前に設置予定）への搬送を行います。

(3) 避難支援

周辺の家屋が倒壊していたり、火災が発生している場合は、安全な一時避難場所、広域避難所、避難所への避難を促し、手助けを行います。



〈要支援者の支援の流れ（地震の場合）〉



〈要支援者の支援の流れ（風水害の場合）〉

2 避難生活の見守り

市は、避難した後も自治会・自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会及びボランティア団体等の協力を得て、要援護者の見守り活動を行います。

特に、市は、要援護者の避難生活を見守る上で必要事項を確認するための様式を作成するとともに、市職員で編成した要援護者班が、個別にフォローアップを行います。

3 避難所・被災住家からの福祉避難所への移動

避難所での生活が困難な要援護者、あるいは、被災住家で生活を余儀なくされている要援護者は、可能な限り福祉避難所に収容します。

要援護者班は、災害発生時に避難所や要援護者の住宅において、一定の様式に基づいて移送の必要性について判断（トリアージ）を行います。

移送については、必要に応じて福祉サービス事業者と連携を図ります。

また、事前に福祉サービス事業者と協定の締結を行い、協力体制の整備を図ります。

4 食料、生活用品の供給

市は、食料の供給においては、アレルギーや食事制限のある方々に配慮します。

また、普段からの生活が送れるように、車いす、補そう具、要援護者用の仮設トイレ、スロープ等の生活用具を事前に備蓄し、供給に努めます。

5 相談体制

要援護者班は、各地域対策支部に災害時要援護者相談窓口を設置し、福祉や健康等の相談が受けられるよう専門相談員を配置します。

また、避難所、在宅の被災者、災害時要援護者用施設などに巡回チームを派遣して、相談にあたります。

6 在宅サービスの提供

要援護者班は、在宅及び仮設住宅に入居する要援護者の実態調査及びニーズを把握し、社会福祉協議会及び介護サービス事業者等と協力して、保健福祉サービス及び生活支援を提供する体制を整備します。

〈在宅サービスの事例〉

- ① ホームヘルプサービス・給食サービス・入浴サービスの実施
- ② 訪問指導
- ③ 補そう具・日常生活用具の給付
- ④ ガイドヘルパー等の派遣

第5章 福祉避難所の指定・運営

1 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の定義

福祉避難所とは、高齢者や障害者など要援護者のために特別な配慮がなされた避難所のことです。

本市では、地域防災計画において「在宅や避難所内及び周辺で生活している要援護者のうち、特別な援護を必要とする者のため、あらかじめ指定した社会福祉施設や近隣センター等を福祉避難所として開設する」ことが決められています。

※福祉避難所及び収容面積一覧 p23

(2) 福祉避難所の事前指定

市は、一般の要援護者については、通常の避難所に避難した後に、そこで移送を判断(トリアージ)して、福祉避難所に収容することを基本としています。

しかしながら、集団になるとパニックをおこす障害者(自閉症児など)は、あらかじめ福祉避難所を指定しておき、迅速な収容を行います。その他の要援護者については、事前指定の必要性を考慮の上、対応を図ります。

なお、事前指定の対象者については、個別計画作成時に必要性の判断をしていきます。

〈福祉避難所の一般的な指定基準〉

- ① 施設が耐震、耐火構造の建築物であること
- ② 天井等の非構造部材の耐震対策が図られていること
- ③ 施設がバリアフリー化されており、要援護者の安全が確保されていること
- ④ 要援護者の特性を踏まえた避難生活に必要なスペースが確保されていること
- ⑤ 浸水履歴等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できること

2 福祉避難所の運営

福祉避難所では、おおむね10人に1人の生活相談職員（生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等を調達し、運営にあたります。

また、福祉避難所においても、プライバシーや女性に配慮した支援を行うよう努めます。

要援護者班は、これらの運営が効果的に行えるよう、個別計画作成開始前までに、福祉避難所運営マニュアルを作成します。福祉避難所運営マニュアルにおいては、具体的な避難の流れや支援体制を明らかにすると共に、各福祉避難所の収容者数についても想定していきます。

第6章 個別計画の策定

1 個別計画の策定

市は、名簿をもとに、要支援者一人ひとりについて、具体的な避難支援情報等についてまとめた個別計画を作成します。

対象は、名簿に記載された者の内、個別計画の作成についての同意を得た者とします。

(1) 個別計画の内容

個別計画は、次の具体的な支援方法について決定します。

- ① 支援者
発災時に避難支援及び情報伝達を行なう者
- ② 理由・注意点
避難支援を行なうにあたっての留意点
- ③ 避難場所・経路・方法
避難支援の方法や避難場所、避難経路、福祉避難所の事前指定、訓練の方法や頻度

(2) 個別計画の総括

個別計画の取りまとめ及び個別計画の管理は、市民安全課が行います。

2 個別計画の策定方法

(1) 個別計画の作成

- ① 個別計画を作成にあたっては、要支援者と支援者とをマッチングさせるコーディネートは、「地域の力」を活用します。

【地域の力とは】

地域の力とは、防災活動を実践する共助の力を意味しています。具体的には、自治会、自主防災組織、マンション管理団体、高齢者や障害者等を支援する団体等に加え、民生委員や社会福祉協議会などの参加も図ります。

- ② 個別計画の作成や、そのための調査に際し、民間事業者を活用していきます。

(2) 実務管理

要支援者・支援者・コーディネーターの総体的な実務管理は、名簿作成と同様に各担当課が行ないます。

また、要介護者のケアプラン個別支援計画作成に合わせて作成する手法など、他の何らかの方法と複合的に実施していきます。

(3) 要支援者の区分

名簿記載者の中には、全ての支援方法を策定する必要がない場合があります。そのため、要支援者を次の2段階に区分し、支援を行う仕組みをとります。

(仮称) 名称	対象者の条件
一般要支援者	原則は「避難行動要支援者名簿に記載する対象者」
地域要支援者	本人の希望があり、なおかつ市が認めた場合

※障害や重い介護認定の方については、(仮称)一般要支援者となりますが、本人が希望した単身世帯の高齢者などは、(仮称)地域要支援者に振り分けます。

【要支援者の区分】	【対象者の条件】	【個別計画で策定する主な内容】
(仮称) 一般要支援者	原則は「避難行動要支援者名簿に記載する対象者」	① 支援者 発災時に避難支援及び情報伝達を行う者 ② 理由・注意点 避難支援を行うにあたっての留意点 ③ 避難場所・経路・方法 避難支援の方法や避難場所、避難経路
(仮称) 地域要支援者	本人の希望があり、なおかつ市が認めた場合	① 支援者 発災時に避難支援及び情報伝達を行う者（地域の声掛けのみ）

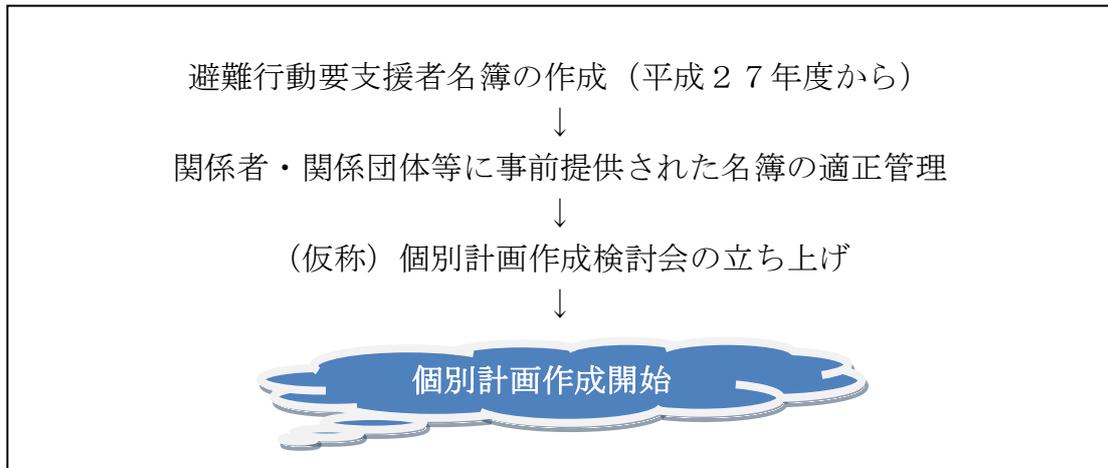
3 個別計画の作成スケジュール

(1) 作成スケジュール

個別計画の作成は、名簿が本計画に基づき作成され、関係者・関係団体等に事前提供された名簿が適正管理されていると判断された後に開始します。

作成にあたっては、庁内関係課及び必要に応じて関係機関を招集し、(仮称)個別計画作成検討会を立ち上げ、具体的な個別計画作成に向けた、個別計画の内容や要支援者と支援者のマッチング方法などの具体的な検討を行います。

<個別計画作成スケジュール>



(2) 作成にあたっての庁内体制

（仮称）個別計画作成検討会の立ち上げにあたっては、市民安全課を中心に関係課と協議し、また必要に応じて関係機関や対象者からのヒアリングを実施するなどして個別計画作成に向けた取り組みを進めます。

<（仮称）個別計画作成検討会>

- 主管課：市民安全課
- 関係課：社会福祉課
 - 高齢者支援課
 - 障害福祉支援課
 - 健康づくり支援課
 - 保育課
 - 子ども相談課（こども発達センター）

参考資料

1 災害時要援護者の現況

平成 26 年 7 月 1 日現在

区 分	人 数 (人)	備 考
要介護認定を受けている者	3,719	●要介護認定 3～5 の者 1,689 人 (内居宅者 852 人) ●要介護認定 1～2 の者 2,030 人 (内独居者 367 人) *平成 26 年 7 月 1 4 日現在
身体障害者手帳 1・2 級 (総合等級) の第 1 種を所持する身体障害者	1,763	
療育手帳 A・B を所持する知的障害者	803	
精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者	530	
市の生活支援を受けている難病患者	3	
外国人	1,371	記載者
乳幼児	7,086	0～6 歳児
合 計	15,275	※ただし、一部重複して集計
全人口	133,417	
全人口に占める比率	11.45%	

3 福祉避難所及び収容面積一覧

(H26.6.23現在)

地区	番号	名称	対象			スペース	面積 (㎡)
			高齢者	障害者	乳幼児・児童		
我孫子北部	1	根戸デイサービスセンター	○			ダイルーム	81.87
	2	根戸保育園			○	保育室	254.19
	3	つくし野保育園			○	保育室	360.11
	4	ぼけっとランドあびこ保育園				保育室・ホール	442.90
						和室	14.90
	5	根戸近隣センター	○	○	○	多目的ホール	173.93
						和室(大)	40.58
						和室(小)	35.35
						板の間	57.35
						大会議室	52.50
						小会議室	30.00
	6	久寺家近隣センター	○	○	○	多目的ホール	120.00
						和室	28.85
						会議室	43.00
7	我孫子北近隣センター 並木本館	○	○	○	多目的ホール	135.68	
					会議室1	21.70	
					会議室2	21.54	
					会議室3	45.08	
8	我孫子北近隣センター つくし野館	○	○	○	会議室1	27.66	
					会議室2	20.60	
					会議室3	25.61	
我孫子南部	9	緑保育園			○	保育室	484.31
	10	寿保育園			○	保育室	603.81
	11	我孫子南近隣センター	○	○	○	ホール	145.00
						和室	56.94
						第1会議室	60.00
第2会議室						36.00	
天王台	12	東あびこ保育園			○	保育室	437.67
	13	天王台近隣センター	○	○	○	ホール	165.00
						和室大	43.66
						和室小	35.67
						大会議室	35.00
						会議室小	21.00
	14	近隣センターこもれび	○	○	○	多目的ホール	194.00
						和室	54.67
						会議室1	62.00
						会議室2	31.00
会議室3(工作室)						36.00	

地区	番号	名称	対象			スペース	面積 (㎡)
			高齢者	障害者	乳幼児・児童		
天王台	15	特別養護老人ホーム アクイール	○	○			
	16	特別養護老人ホームおほら	○	○			
	17	介護老人保健施設 葵の園・我孫子	○	○			
湖北	18	湖北台保育園			○	保育室	346.84
	19	湖北台近隣センター	○	○	○	多目的ホール	181.00
						和室1	66.00
						和室2	55.00
						大会議室	95.00
						会議室1	31.00
						会議室2	31.00
工作室	49.00						
*	湖北特別支援学校						
新木	20	障害者福祉センター		○			
	21	あらしき園		○		訓練作業室	105.00
						訓練作業室	85.00
						訓練作業室	85.00
						訓練作業室	64.50
	22	こども発達センター			○	プレイルーム(1)本館	61.16
						プレイルーム(2)本館	61.39
						プレイルーム(1)新館	55.30
						プレイルーム(1)新館	54.14
	23	我孫子特別支援学校		○		体育館	664.00
	24	新木近隣センター	○	○	○	多目的ホール	175.00
						つつじの間	44.08
						けやきの間	30.04
会議室A						38.00	
会議室B						26.00	
25	障害福祉サービス事業所 みずき			○	活動支援室(1)	67.50	
					活動支援室(2)	50.00	
					活動支援室(2)	50.00	
					食堂・多目的室	86.00	

地区	番号	名称	対象			スペース	面積 (㎡)
			高齢者	障害者	乳幼児・児童		
布佐	26	布佐宝保育園			○	和室	12.96
						和室	14.58
						保育室	71.28
	27	布佐南近隣センター	○	○	○	集会室	114.00
						会議室	76.00
						かえでの間	28.47
						ふじの間	30.48
						つつじの間	38.59
						けやきの間	38.90
	28	近隣センターふさの風	○	○	○	多目的ホール	147.89
						和室はなごろも	29.33
						和室かざはな	21.52
						会議室 1	72.31
						会議室 2	49.33
						会議室 3	47.52
	29	特別養護老人ホーム アコモード	○	○			

※スペース等が空欄の社会福祉施設は、収容者数で換算するため、面積を記載していません。

※湖北特別支援学校は、平成26年度中の指定予定（計画策定時は未指定）。

4 我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会の経過

1. 第1回我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会

平成25年11月28日（木）消防本部2階大会議室

- （議題）（1）災害弱者対策行動計画見直し検討委員会について
※委員長、副委員長の選出
（2）現行の我孫子市災害弱者対策行動計画及び我孫子市地域防災計画について
（3）災害対策基本法の改正主旨について
～避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針～
（4）検討課題について
（5）今後のスケジュール及び次回会議について

2. 第2回我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会

平成26年1月28日（火）消防本部2階大会議室

- （議題）（1）計画見直しの主要課題・中間報告について
※災害対策基本法の改正内容（当該計画主要課題部分）
※課題1～7についての意見交換
（2）次回会議について

3. 第3回我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会

平成26年2月25日（火）議会棟1階会議室

- （議題）（1）計画見直しの主要課題について
（2）中間報告について
（3）次回会議について

4. 第4回我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会

平成26年4月24日（木）議会棟1階会議室

- （議題）（1）中間報告について
（2）「（仮称）我孫子市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の策定について
（3）次回（第5回）会議について

5. 第5回我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会

平成26年6月24日（火）議会棟1階会議室

- （議題）（1）「（仮称）我孫子市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」
の策定について
（2）次回（第6回）会議について

6. 第6回我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会

平成26年8月7日（木）議会棟1階会議室

- （議題）（1）「（仮称）我孫子市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」
の策定について
（2）最終的な計画策定に向けた今後のスケジュールについて

5 我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会委員

	役職	団体名・職名	指名	期間
1		我孫子市自主防災組織連絡協議会 副会長	飯山 初美	
2		つくし野中央自治会（我孫子ビレジ防災委員会総括防災管理者）	今井 正弘	
3		天王台地区 高齢者なんでも相談室	大野 令子	
4	副委員長	我孫子市民生委員児童委員協議会役員（理事）	根本 寛治	
5		特別養護老人ホーム アコモード 施設長	海老原 勤	
6		我孫子市自閉症協会	廣木 衛子	
7		NPO 法人 我孫子市手をつなぐ育成会	石川 和行	
8		こども発達センター利用者の保護者	飯野 公子	平成26年4月23日まで
		こども発達センター利用者の保護者	岡 博子	平成26年4月24日から
9	委員長	市民安全課長	海老原 三男	平成26年3月31日まで
	委員長	市民安全課長	柏木 幸昌	平成26年4月1日から
10		社会福祉課課主幹	岡本 伸一	
11		高齢者支援課主幹	森 和枝	
12		障害福祉支援課課長補佐	谷次 義雄	
13		健康づくり支援課課長補佐	飯田 秀勝	
14		こども発達センター 主任作業療法士	上田 和代	
15		保育課課長補佐	星 範之	
16		社会福祉協議会事務局長	鈴木 寿幸	

6 災害時要援護者の特徴とニーズ

区分		特徴	災害時のニーズ
高 齢 者	ひとり暮らし 高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身 体 障 害 者	視覚障害者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障害者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移手段の手配が必要となる。
知的障害者		○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。	○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。

区分	特徴	災害時のニーズ
精神障害者	○多くの方は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
乳幼児 児童	○年齢が低いほど、養護が必要である。	○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	○精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外国人	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。 ○母国語による情報提供や相談が必要となる。

※日本赤十字社「災害時要援護者対策ガイドライン」（平成18年3月）による

7 避難情報の種類

地域防災計画に基づき、市から次の避難情報が伝達されることになっています。

種類	内容	基準の目安
避難準備 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるように準備を開始する。 ・災害時要援護者は避難に時間がかかるため、この段階で避難開始を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川氾濫注意報が発令されて、さらに増水するおそれがあるとき ・気象注意報、警報が発令されて、今後災害の発生が予想される時 ・状況により本部長が必要と認めるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立ち退きを勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川氾濫警戒情報が発令され、なお増水するおそれがあるとき ・気象警報、記録的短時間大雨情報が発令されるなど、土砂災害が発生するおそれのあるとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・危険の切迫性があり緊急的に避難する必要がある場合に立ち退きを指示する。 ・洪水が迫るなど危険が切迫している場合は、最寄りの高い場所に上がるなど、生命を守る最低限の行動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の基準よりも状況が悪化し、堤防が決壊するなど危険が迫っているとき ・状況により、本部長が必要と認めるとき

8 災害対策基本法 抜粋

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実

施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。
この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

我孫子市避難行動要支援者避難支援計画

平成 26 年 10 月発行

(報告：我孫子市災害弱者対策行動計画見直し検討委員会)

事務局／我孫子市 市民生活部 市民安全課

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1111 (代)
